

IDC フロンティア公式アイコン集 使用条件

IDC フロンティア公式アイコン集に掲載のアイコンは、IDC フロンティアが権利を有する商標です。

利用者が、以下の条項を遵守することを条件に、IDC フロンティアは利用者に IDC フロンティア 公式アイコン集の使用を許諾します。

1. 利用者は、IDC フロンティアの商品・サービス又は IDC フロンティアとの取引関係を説明・紹介するために、本アイコン集に掲載された素材（以下：アイコン等）を下記制作物に非独占的に表示・掲載して使用することができます。

記

(1) パワーポイント形式の営業説明資料、販促資料

※印刷物や展示物などの用途で高解像度のデータが必要な場合は (pr@idcf.jp) までお問い合わせください。

(2) Web サイト及びインターネット

2. 上記 1 の規定にかかわらず、利用者は以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用者を名乗るにあたって、アイコン等を名刺・看板などに使用しないこと。
 - (2) アイコン等を、IDC フロンティアの事前の同意を得ることなく、変更・改変等を加えないこと。ただし、サイズの縮尺は可。また、上記 1 の範囲を超えて、複製、頒布、提供、販売、マーケティング等を行わないこと。
 - (3) 利用者は、自ら又は第三者をしてあたかもアイコン等が、利用者の商標・商号、所有物、サービスその他利用者が権利を有すると誤認させる態様・状況で使用しないこと。また、IDC フロンティア及びソフトバンク株式会社の権利を害するような態様で使用しないこと。
 - (4) アイコン等の使用にあたっては、利用者が著作者であると誤認されるような表示をしないこと。また、当社の権利を害するような態様で使用しないこと。
 - (5) IDC フロンティアから要求があったとき又は本使用条件に違反したときは、直ちにアイコン等の使用を停止若しくは差し止めし、又は当該使用媒体を破棄・抹消若しくは使用媒体からアイコン等を削除・抹消若しくは当社に返還すること。
3. 使用許諾著作物について第三者の権利を侵害していないことを保証するものではありません。第三者から許諾著作物について、権利侵害の訴え、クレーム及び請求等があったときは、直ちに IDC フロンティアに通知し、IDC フロンティアの指示に従うものとします。
4. IDC フロンティアは、利用者に事前の通知をすることにより、いつでも利用者に対するアイコン等の使用許諾を終了することができます。

以上

2018 年 5 月 1 日

株式会社 IDC フロンティア